

## カルデロン・ノリコさん一家の在留問題に関する会長声明

報道によれば、退去強制令書発付処分を受けた日本生まれの日本育ちのフィリピン人の中学1年生であるカルデロン・ノリコさんと両親が家族全員の在留特別許可を求めている問題で、東京入国管理局は両親が自主的に帰国することを表明しない場合には、ノリコさんも含めて強制送還すると迫り、両親が自主帰国することを表明したことを受けて、ノリコさんだけに在留特別許可を付与したという。

子どもの権利条約は「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」(9条1項)と明記し、同項但書の定める例外は、当局が「司法の審査に従うことを条件として」「その分離が児童の最善の利益のために必要である」と決定する場合に限られている。かかる決定は児童虐待等の事情のために、親子分離が子の福祉の観点から必要やむを得ないと裁判所が認めた場合などの例外的な場合になされるものであるところ、ノリコさんの最善の利益のために親子分離が必要であるとは認められないばかりか、退去強制令書発付処分は司法審査を条件としてなされる処分でもないため、本件は同項但書の例外に該当する場合ではない。

日本生まれ、日本育ちでタガログ語も全くできないノリコさんに対して強制送還処分を執行することは「児童の最善の利益」に反することは明白であるというべきである。しかるに、中学1年生という両親の保護の下で成長発達をする段階にあるノリコさんを含めた一家全員が収容されて強制送還されるかもしれないとの恐怖を与えることによって、一家に親子分離を条件とする入管当局の提案を受け入れることを迫るのは、子どもの権利条約3条1項の「児童の最善の利益原則」を無視するものと言わざるを得ない。

当会は一家の親子分離を事実上強いたものといえる今回の法務大臣及び入国管理局の方策を強く非難する。また、残念ながら両親はやむなく帰国を選択したところ、今後、ノリコさんに保障されている「定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」(子どもの権利条約9条3項)を侵害することがないように、両親がノリコさんとの面会をするために来日するときは、上陸特別許可を付与するとともに、長期滞在を認めるよう強く希望する次第である。

2009年(平成21年)3月23日

大阪弁護士会

会長 上野 勝